

関 税 政

第 48 号

発行所：関東信越税理士政治連盟
〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地
TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475

発行責任者：会長 小林 俊一
編集責任者：広報委員長 三輪 洋之
HP <http://www.kanzeisei.jp/>



一ノ倉沢（群馬県利根郡みなかみ町）

「ググっとぐんま写真館」から転載

目 次

第55回定期大会……………	2	関東信越税理士政治連盟役員名簿…………	8
小林会長あいさつ……………	3	令和4年度税制改正に関する建議書の概要 ……	10
令和3年度運動方針……………	5	各県税政連だより……………	14

関東信越税理士政治連盟

第55回 定期大会を開催



関東信越税理士政治連盟は、7月9日、関東信越税理士会館（さいたま市）において第55回定期大会を開催した。本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止によるまん延防止等重点措置もあり、皆様の健康確保の観点から、規模を縮小して開催し、懇親会は行わないこととした。

また、初の試みとして、インターネットによるライブ配信を実施した。

当日は、来賓に江本英仁関東信越税理士会会長を迎え、代議員及び役員等25人が出席した。

小林馨副会長の開会のことば、小林俊一会長のあいさつ、太田直樹日本税理士政治連盟会長からの祝辞の紹介に続いて、役員を永年にわたり務められ功労された6人の退任役員への感謝状贈呈が行われた。その後、渡邊輝男・若山実両代議員が正副議長に選出され、議事進行の結果すべての議案が異議なく原案のとおり可決承認された。続いて、6人の代議員（各県税政連代表として）から決議文の朗読が行われた。その後、司会から多数お寄せいただいた祝電の紹介、長谷川良則副会長の閉会のことばをもって定期大会は終了した。

大会決議

- 一、われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。
- 二、われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。
- 三、われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のため強力な運動を展開する。
- 四、われわれは、税制改正に際し、中小企業者に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。
- 五、われわれは、規制改革の動向を注視し、税理士会への強制入会制と税理士業務の無償独占堅持のため強力な運動を展開する。
- 六、われわれは、税理士の業務に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。



会長あいさつ

関東信越税理士政治連盟

会 長 小 林 俊 一

本年4月から会長に就任いたしました小林でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、関東信越税理士会 江本会長にお越しいただきました。ありがとうございます。また、ライブ配信をご覧の代議員の皆様、ご視聴誠にありがとうございます。

第55回定期大会は、コロナ禍によるまん延防止等重点措置が延長される中、会場の変更、ご来賓や国会議員の皆様をご招待しての懇親会の見送り、代議員の皆様には委任状提出による議決権の行使をお願いするなど、皆様のご理解とご協力により本日の開催を迎えました。厚く御礼を申し上げます。

さて、私が関税政の会務にあたって重視しているものが三つございます。

まず一つ目に、税理士会との強固な連携を図ることです。本連盟の規約第3条 目的 には「本連盟は、関東信越税理士会の方針にそって、税理士会の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。」とあり、あらゆる分野において税理士会と連携し、政治活動を行っていくことが税政連の役割です。

二つ目は、財政の在り方が重要な課題となっております。税理士会の会員数は増えておりま

すが、税政連の会費を納めてくださっている会員数は減少しております。機関紙やホームページを活用し、税政連への理解と協力を求め、粘り強く活動してまいります。また、今年度は「会務執行検討特別委員会」を設置し、規約を含めた現状の問題点と今後の改善方法について総合的に検討してまいります。

最後に、主要な活動として国会議員の皆様への陳情活動がございます。有意義な陳情活動をするためには、国会議員の皆様と私どもとの信頼関係を確立することが重要です。そのためにも、税理士による後援会の発足と活発な活動が大切であり、関税政としてそれらを後押ししてまいります。

また、それに関連しまして、本年10月21日には衆議院議員の任期が満了しますので、本年度には必ず第49回衆議院議員総選挙が行われます。国政選挙への対応は、国会議員の皆様との信頼関係の醸成に大変重要なものであり、全力で取り組んでまいります。

結びに、皆様におかれては、本連盟の活動に一層のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、ご繁栄、ご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、ごあいさつといたします。



祝 辞

日本税理士政治連盟

会 長 太 田 直 樹

本日は、関東信越税理士政治連盟の第55回定期大会開催に心からお慶び申し上げます。また、日ごろから日本税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

なお、本年は役員の改選期であり、井部前会長をはじめ退任役員の皆様に感謝申し上げますとともに、小林会長をはじめ就任された役員の皆様には今後のご活躍にご期待申し上げます。

終わりの見えないコロナ禍により、昨年度に引き続き今年度の定期大会は、会場の変更等、例年とは異なった方法での開催を余儀なくされています。関東信越税理士政治連盟におかれましても、執行部の皆様には、困難な状況の中、会務を執行されておられることに感謝申し上げます。

このような状況の中、令和3年度においては、来るべき国政選挙、税制改正、税理士法改正等の重要な課題に対応しなければなりません。この場をお借りして、日税政の諸課題について、所信の一端をご報告させていただきます。

まず、国政選挙への対応です。今年10月21日に衆議院議員の任期が満了します。マスコミ等では9月解散などが取りざたされておりますが、この4か月以内に、必ず第49回衆議院議員総選挙が行われます。また、来年7月までには第26回参議院議員通常選挙も行われます。

税政連にとって最も重要な活動は国政選挙への対応であり、税政連は国会において、その地域に密着した活動が高く評価されております。次期国政選挙においても、税政連の推薦議員を一人でも多く国会に送るため、関東信越税理士政治連盟におかれても、より一層のご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

次に、税制改正への対応について申し上げます。

日税連は、6月23日の理事会において、「令和4年度・税制改正に関する建議書」を機関決

定しました。税理士会の税制建議は、税政連の活動により実現してこそ、机上のものではなく現実の意義あるものとなります。日税政は、これまで以上にスピード感を持った迅速な対応に努め、税制建議の実現を強く訴えてまいります。関東信越税理士政治連盟におかれましても、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、税理士法改正について申し上げます。昨年12月10日に決定された与党税制改正大綱において、税理士法改正が取り上げられました。6月23日の日税連理事会において「税理士法に関する改正要望書」が機関決定され、現在、日税連と政府当局との間で、令和4年通常国会における法改正を視野に入れた検討が加速しています。今回の税理士法改正のコンセプトは、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会への対応、多様な人材の確保などです。日税政は、日税連と連携して、次世代にとって魅力のある、そして、国民・納税者により一層信頼される税理士制度とするため、税理士法改正に積極的に対応いたします。

さて、税政連の意義と役割がより重要になる一方、税政連組織の強化や後援会活動の活性化が喫緊の課題となっております。税理士政治連盟の目的は、税理士会の要望実現であり、税政連活動の成果はすべての税理士会会員が等しく享受します。すべての税理士が税政連の活動にご理解いただき、誇りと使命感を持って活動に参加していただけるよう、日税政は単位税政連の皆様と英知を結集して取り組んでまいります。

今後も、会員の皆様には、税理士政治連盟の活動に対して、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本日ご参会の皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたしまして、祝辞といたします。

令和 3 年度運動方針

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

本連盟の目的はその規約第 3 条において下記のとおり定められている。

第 3 条 (目的)

本連盟は、関東信越税理士会の方針にそって、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

規約にあるように、本連盟は関東信越会の方針とその事業の達成以外の政治活動を行うものではなく、関東信越会の方針に沿った政治活動を行うものである。

主たる運動としては、関東信越会が税理士法第 49 条の 11 (建議等) の「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」との規定に基づき、関東信越会の理事会において決議された令和 4 年度税制改正及び税務行政に関する意見とこれらを基礎とした税理士法第 49 条の 15 により日税連の理事会で決議された建議書に従った政治活動を行うことである。

本連盟では、税理士の社会的地位の向上と関東信越会の基本施策を実現するために、各種施策・運動等に取り組んでいく必要がある。

また、本連盟の規約第 3 条の目的を達成するために、各県税政連や後援会及び日税政と連携し、本連盟の施策に賛同し尽力される国会議員を支持し、次に掲げる具体的課題に取り組むこととする。

- 1 税制改正への対応については、中小企業の活性化に資する政策の実現や経済的弱者に配慮した政策の実現に向けた活動を行う。
- 2 社会保障・税番号制度への対応については、その利用状況を注視し、個人事業者番号などの導入について個人情報などの保護に資する活動を行う。
- 3 税務行政改善への対応については、調査手続規定の運用を注視し、納税者の権利・利益の救済・保護に資する活動を行う。
- 4 税理士法の改正については、更なる税理士制度の発展を目指し、資格制度見直しの動向を注視するとともに、会員の研修についても支援できるように引き続き活動を行う。
- 5 税理士制度に影響を及ぼす規制改革や制度改革の動向については、迅速かつ的確な対応を行う。
- 6 国政選挙等については、各県税政連や後援会と連携して、支援活動を積極的に行う。
- 7 各県税政連の活動の充実を図り、会員の増強に努め、組織の強化を図る。

令和2年度 収支計算書

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月31日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
分 担 金	40,518,500	40,634,000	△ 115,500	
分 担 金	40,518,500	40,634,000	△ 115,500	
寄 付 金	100,000	1,167,950	△ 1,067,950	
個人からの寄付	0	0	0	
政治団体からの寄付	100,000	1,167,950	△ 1,067,950	
そ の 他 の 収 入	1,000,000	1,210,800	△ 210,800	
雑 収 入	1,000,000	1,210,800	△ 210,800	
前 年 度 繰 越 金	24,000,367	24,000,367	0	
前 年 度 繰 越 金	24,000,367	24,000,367	0	
合 計	65,618,867	67,013,117	△ 1,394,250	

(支出の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
経 常 経 費	10,500,000	10,368,606	131,394	
備品・消耗品費	500,000	450,272	49,728	
事務所費	10,000,000	9,918,334	81,666	
政 治 活 動 費	43,800,000	19,990,258	23,809,742	
組織活動費	20,000,000	6,546,711	13,453,289	※1
選挙関係費	500,000	0	500,000	
その他の事業費	100,000	0	100,000	
調査研究費	100,000	0	100,000	
寄付・交付金	23,000,000	13,443,547	9,556,453	※2
その他の経費	100,000	0	100,000	
予 備 費	11,318,867	0	11,318,867	
予 備 費	11,318,867	0	11,318,867	
次 年 度 繰 越 金	0	36,654,253	△ 36,654,253	
次 年 度 繰 越 金	0	36,654,253	△ 36,654,253	
合 計	65,618,867	67,013,117	△ 1,394,250	

※1 組織活動費内訳

組織対策費	2,983,308
大会費	520,153
交際費	630,400
広報費	2,412,850
合 計	6,546,711

※2 寄付・交付金内訳

日税政分担金	8,830,800
各県税政連交付金	1,425,720
後援会活動助成金	2,987,027
参議院議員等推薦料	200,000
合 計	13,443,547

令和 3 年度収支予算

自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 3 1 日

(収入の部) (単位 : 円)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
分	担 金	40,925,500	40,518,500	407,000	
	分 担 金	40,925,500	40,518,500	407,000	
寄	付 金	100,000	100,000	0	
	個 人 か ら の 寄 付	0	0	0	
	政 治 団 体 か ら の 寄 付	100,000	100,000	0	
そ の 他 の 収 入		1,000,000	1,000,000	0	
	雑 収 入	1,000,000	1,000,000	0	
前 年 度 繰 越 金		36,654,253	24,000,367	12,653,886	
	前 年 度 繰 越 金	36,654,253	24,000,367	12,653,886	
合 計		78,679,753	65,618,867	13,060,886	

(支出の部)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
経	常 経 費	10,500,000	10,500,000	0	
	備 品 ・ 消 耗 品 費	500,000	500,000	0	
	事 務 所 費	10,000,000	10,000,000	0	
政 治 活 動 費		43,800,000	43,800,000	0	
	組 織 活 動 費	20,000,000	20,000,000	0	※ 1
	選 挙 関 係 費	500,000	500,000	0	
	そ の 他 の 事 業 費	100,000	100,000	0	
	調 査 研 究 費	100,000	100,000	0	
	寄 付 ・ 交 付 金	23,000,000	23,000,000	0	※ 2
	そ の 他 の 経 費	100,000	100,000	0	
予 備 費		24,379,753	11,318,867	13,060,886	
	予 備 費	24,379,753	11,318,867	13,060,886	
合 計		78,679,753	65,618,867	13,060,886	

※ 1 組織活動費内訳		※ 2 寄付・交付金内訳	
組織対策費	10,500,000	日税政分担金	8,929,200
大 会 費	4,000,000	各県税政連交付金	3,500,000
交 際 費	2,000,000	後援会活動助成金	5,000,000
広 報 費	3,500,000	衆議院議員推薦料	4,500,000
合 計	20,000,000	その他活動費	1,070,800
		合 計	23,000,000

関東信越税理士政治連盟 令和3～5年度役員名簿

※任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、会計監事の任期は令和3年度定期大会から令和5年度定期大会まで（敬称略）

役 職 名	氏 名
会 長	小林 俊一（埼玉）
副 会 長	渡邊 輝男（埼玉） 大石 敬（埼玉） 小林 馨（群馬） 長谷川良則（埼玉）
	若山 実（茨城） 小池 英之（栃木） 田子 一夫（群馬） 岸 生子（埼玉）
	高橋 潔（新潟） 百瀬 征男（長野）
幹 事 長	秋山 典久（埼玉）
副 幹 事 長	原口 哲也（茨城）
	小口 秀一（栃木）
	三輪 洋之（群馬）
	新井 正（埼玉）
	田中 操（新潟）
	成澤優一朗（長野）
	坂場 信夫（茨城）
	仲野 光男（栃木）
	柳澤 彰（群馬）
	遠藤 憲五（埼玉）
	清水 善規（埼玉）
	中村 岳（埼玉）
	落合 順二（埼玉）
	村椿 正子（新潟）
	横沢 正（長野）
幹 事	内田 茂行（茨城） 岡本 篤典（栃木） 佐藤 昌義（群馬） 大山 博之（埼玉）
	真島 一誠（新潟） 上條 光信（長野） 遠井 洋子（栃木） 西山 利昭（長野）
	橋本 一哉（埼玉） 植野 正子（浦和） 小藺井 健（茨城） 渡邊央一雄（茨城）
	倉井 章（栃木） 荻原 秀幸（栃木） 澤口 俊行（群馬） 入沢 紀行（群馬）
	樋之口 猛（埼玉） 中村 文男（埼玉） 細沼 幸央（埼玉） 寺門 孝彦（埼玉）
	森山 昭彦（新潟） 大瀨 賢（新潟） 宇賀田伸彦（長野） 原 優（長野）
会 計 監 事	林 修（茨城） 関口 俊一（栃木） 今泉 祐史（群馬） 豊岡 清朗（埼玉）
	瀬賀 弥平（新潟） 久保田昌人（長野）
推 薦 審 査 会 委 員	小林 俊一（埼玉） 渡邊 輝男（埼玉） 大石 敬（埼玉） 小林 馨（群馬）
	長谷川良則（埼玉） 若山 実（茨城） 小池 英之（栃木） 田子 一夫（群馬）
	岸 生子（埼玉） 高橋 潔（新潟） 百瀬 征男（長野） 内田 茂行（茨城）
	岡本 篤典（栃木） 佐藤 昌義（群馬） 大山 博之（埼玉） 真島 一誠（新潟）
	上條 光信（長野） 秋山 典久（埼玉） 原口 哲也（茨城） 小口 秀一（栃木）
	三輪 洋之（群馬） 新井 正（埼玉） 田中 操（新潟） 成澤優一朗（長野）
顧 問	清水 武信（埼玉） 小林 健彦（栃木） 江本 英仁（埼玉） 吉澤利喜平（長野）
	峰岸 一朗（栃木） 井部 俊一（新潟）

関税政委員会名簿

(令和3年4月1日～令和5年3月31日)

委員会名	人数	担当副会長	委員長	副委員長	委員
政策委員会	9	若山 実（茨城）	原口 哲也（茨城）	坂場 信夫（茨城） 清水 善規（埼玉）	柿沼 利明（茨城） 小林 由忠（栃木） 重田 一雄（群馬） 相田 哲（新潟） 沖田 聡（長野）
財務委員会	9	高橋 潔（新潟）	田中 操（新潟）	村椿 正子（新潟） 相川 幸永（埼玉）	野口 章成（茨城） 森田 善彦（栃木） 荻野 純一（群馬） 成田 俊郎（新潟） 石田 賢一（長野）
組織委員会	10	百瀬 征男（長野）	成澤優一朗（長野）	遠藤 憲五（埼玉） 横沢 正（長野）	四ツ倉宏幸（茨城） 森島 才子（栃木） 関口 礼史（群馬） 中村 文男（埼玉） 穴戸由喜夫（新潟） 堀内 義広（長野）
国対委員会	8	小池 英之（栃木）	小口 秀一（栃木）	中村 岳（埼玉）	千葉 良和（茨城） 佐藤 秀人（栃木） 尾花 俊彦（群馬） 大淵 賢（新潟） 小野 伸二（長野）
広報委員会	9	田子 一夫（群馬）	三輪 洋之（群馬）	柳澤 彰（群馬）	土屋 秀（茨城） 海老原和弘（栃木） 小板橋敬之（群馬） 杉野 幸恵（埼玉） 齋藤 嘉一（新潟） 塩川 進（長野）
後援会 対策委員会	9	岸 生子（埼玉）	新井 正（埼玉）	仲野 光男（栃木） 落合 順二（埼玉）	飯嶋 雄一（茨城） 岡部 記和（栃木） 花岡 克明（群馬） 石月 良典（新潟） 伊藤 穂波（長野）

(敬称略)

令和4年度 日本税理士会連合会

税制改正に関する 建議書の概要

税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する 基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

建議書の構成

- ◆ 特に強く主張したい4項目の「本建議書における重要建議項目」
- ◆ 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
- ◆ 全国15税理士会及び当会の580項目の税制改正意見から37項目に集約した「税制改正建議項目」

※本誌では、4つの重要建議項目のほか、33の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える12項目を掲載(裏面)

今後の税制改正についての基本的な考え方(抜粋)

所得税

- ◆ 基礎的な人的控除における所得控除方式の維持、その他の人的控除の整理合理化と税額控除化
- ◆ 所得計算上の控除から基礎的な人的控除(特に基礎控除)へのシフト
- ◆ 多額な有価証券譲渡益等への税率引上げの検討
- ◆ 源泉徴収制度の簡素化

中小法人税制

- ◆ 内部留保の充実、事業の存続や新規事業への取組みに対する継続的な税制上の支援
- ◆ 資本金と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し

法人税

- ◆ 財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築
- ◆ 租税特別措置の整理

消費税

- ◆ 単一税率制度の復活と適格請求書等保存方式の見直し
- ◆ 非課税取引の範囲の縮小
- ◆ 基準期間制度の廃止と課税売上高が一定額以下である事業者への申告免除制度の創設

相続税・贈与税

- ◆ 中間層以下への更なる相続税の課税強化反対
- ◆ 教育資金・結婚子育て資金の贈与特例の廃止、縮小
- ◆ 相続時精算課税制度の見直し
- ◆ 取引相場のない株式等の評価の適正化

地方税

- ◆ 税源の偏在性が少ない地方税制の構築
- ◆ 外形標準課税の中小法人への不適用、中堅企業への適用除外検討
- ◆ 個人住民税の手続簡素化
- ◆ ふるさと納税制度のあり方の見直し

納税環境整備・その他

- ◆ 経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備
- ◆ 納税者意識の醸成、税務調査の事前通知の一部書面化・電子化
- ◆ 成年後見制度に係る税制等の見直し(障害者控除の適用範囲拡大)
- ◆ カーボンプライシングの導入に向けた検討

国際税制

- ◆ 一般的租税回避否認規定(GAAR)の導入反対
- ◆ 義務的開示制度導入の慎重な検討と事務負担への配慮
- ◆ デジタル課税や法人税の最低税率に関する国際ルールづくりにあたり、国内企業への配慮

災害対応税制

- ◆ 災害損失が十分救済される税制の創設
- ◆ 地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成

令和4年度 税制改正に関する 重要建議・要望項目



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

1 適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）については、下記の問題点を検討し、必要な措置を講じるべきである。また、少なくとも新型コロナウイルス感染症による経済活動の制約が解消され、簡易で安価な電子インボイス制度が整備されるなど中小企業者に対する負担軽減措置が講じられるまでの間は導入を延期すべきである。

Ⅲ 事務負担に与える影響

適格請求書等保存方式においては、取引の都度、適格請求書等の有無の確認を行う必要がある。これは、事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように見直すべきである。さらに、基準期間における課税売上高が免税点以下となっても、適格請求書発行事業者の登録を取りやめなければ免税事業者にならない点など、登録制度についても、事務負担軽減の観点から再検討すべきである。

Ⅳ 市場取引に与える影響

免税事業者は適格請求書等を発行できないため、対事業者取引から排除や不当な値下げを強いられるおそれがある。このため、あえて課税事業者になることを選択することが考えられるが、消費税相当額の転嫁が困難なケースもあり、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性があることにも留意すべきである。

一方で、対消費者取引を行う免税事業者は免税事業者を維持する可能性が高い。このため、取引形態の違いにより、事業者免税点制度の公平性が保たれないという問題が生じる。

見直しにあたっては、事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式（インボイス方式を含む）及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について、抜本的に再検討すべきである。

2 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと。

非課税取引については、売上げに対して取引先から消費税相当額を受受できない一方で、商品調達や設備投資等の仕入税額控除は認められない。特に、社会保険診療等については健康保険法等により公定価格とされているため、仕入れに係る消費税相当額を診療報酬に上乗せするなどの調整ができない。このため、非課税取引となる資産の譲渡等をする者は仕入れに係る消費税を実質的に負担する仕組みとなっている。税率引上げに伴い、この負担はさらに大きくなり、非課税取引を主とする事業者の経営を圧迫する要因となり得る。また、居住用賃貸建物の仕入

税額控除の制限のように特定の租税回避行為に対してその都度当該取引を非課税取引とするような対処方法は、税制の簡素化に反する。

消費税の制度は可能な限り、収受した消費税相当額と支出した消費税相当額の差額を納付し又は還付する簡素な制度であるべきである。非課税取引には、「税の性格から課税対象になじまないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」があり、後者については、課税取引とし、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできるだけ平易にすべきである。

3

基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。**Ⅰ 基礎的な人的控除のあり方の見直し**

基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準等を参考に決定していくことが望ましい。

また、最低生活費非課税の観点から、基礎的な人的控除についてはその額を引き上げ、所得控除方式を維持すべきである。

Ⅱ 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を引き上げるべきである。その際、基礎的な人的控除の中には適用関係が人的事情や所得の多寡に左右されるものがあること等を踏まえ、全ての者に適用されるべき基礎控除に負担調整の比重を移すことが望ましい。

① 給与所得控除額の縮減

近年、被用者に近い自営業者（雇用的自営）の割合が高まっており、事業所得等との関係からみれば「他の所得との負担調整」を行う必要性は薄れつつある。したがって、給与所得課税の適正化を図るためには、特定支出控除制度をより一層拡充し、給与所得控除額については、縮減すべきである。

② 公的年金等控除額の縮減

公的年金等への課税は、保険料の拠出時には社会保険料控除として全額控除され、年金の受給時には公的年金等控除が適用されることで、実質的に非課税に近い制度となっている。したがって、公的年金等控除額は可能な限り縮減すべきである。

また、担税力のある者に相応の負担を求めるため、それぞれの概算控除額を調整する仕組みをさらに見直すことが必要である。

4

「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること。**Ⅰ 「災害損失控除」の創設**

近年、わが国では大規模な災害が頻発している。個人が災害により被害をうけた場合、現行の制度（雑損控除）では、課税所得の計算上、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしている。しかし、災害による資産に関する損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になることが多くその性格も異なる。

被災した際の経済的損失を回復する手段として保険加入が考えられるが、火災保険への地震保険及び水災補償の付帯率はそれぞれ3分の2程度であり、保険金で損失が全額カバーされる訳ではない。その場合の救済策として、雑損控除から自然災害による損失を独立させて災害損失控除を創設すべきである。

損失額の評価は、時価（再取得価額から減価償却額を控除した額）による評価方法を原則として考えるべきである。建物の再取得価額は、築年数の浅い建物については納税者が保管する領収書等により明らかとなると考えられるが、領収書等を保存していない場合や築年数が比較的古い建物などその再取得価額が明らかではない場合は、固定資産税評価額や建物の標準的な建築価額表に基づく等、合理的な一定の算出方法が考えられる。

災害による損失は生活基盤である資産に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではないため、課税所得の計算上における所得

控除等の順序については、災害による担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、まず災害損失控除以外の他の所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。

また、個人事業者の被災事業用資産に係る損失以外の災害に起因して生じた純損失について、白色申告者についても青色申告者と同様の繰越控除を認めるべきである。

激甚災害等により被害をうけた場合、生活基盤の再建には長期間を要する。したがって、当年分の所得金額から災害損失控除及び純損失を控除しきれない場合の繰越控除期間は、現在の3年間よりも延長されるべきである。損害額に係る一定の書類の保存を要件に控除期間のさらなる延長も検討すべきである。

Ⅱ 相続時精算課税における受贈財産が被災し損失が生じた場合の救済措置

相続までの間に災害による滅失や財産価値の著しい低下などがあっても、相続時精算課税制度により受贈した財産について相続税の課税価格に加算する価額は、贈与時の価額となる。相続税について担税力に応じた課税をするために、災害により相続時の受贈財産の価額が贈与時の価額を著しく下回り、回復の見込みのない場合には、相続時の価額で加算する救済措置を設けるべきである。

個別要望項目

所得税	1 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。 (建議・要望項目 2)
	2 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目 3)
	3 所得税の確定申告期限を延長すること。(建議・要望項目 5)
中小法人税制	4 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額 (30 万円未満) の損金算入の特例措置を延長すること。(建議・要望項目 7)
法人税	5 確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。 (建議・要望項目 11)
	6 少額減価償却資産の取得価額基準 (10 万円未満) を引き上げること。 (建議・要望項目 12)
消費税	7 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。 (建議・要望項目 14)
	8 基準期間制度を廃止し、新たに小規模事業者に対して選択によって申告をしなくても納税義務が免除される制度を創設すること。 (建議・要望項目 15)
	9 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目 16)
相続税・贈与税	10 法人版事業承継税制 (特例措置) に係る対応期限を延長すること。 (建議・要望項目 21)
地方税	11 償却資産に係る固定資産税制度について、廃止を検討するなど、制度のあり方を抜本的に見直すこと。(建議・要望項目 22)
納税環境整備・その他	12 個人番号の利便性を向上させた上で、個人事業者番号の導入について検討すること。(建議・要望項目 27)

各県税政連だより

茨城県税理士政治連盟

幹事長

原 口 哲 也

1. 第46回定期大会

7月14日午後2時から、水戸プラザホテル(水戸市)において、茨城県税理士政治連盟第46回定期大会が開催された。坂場信夫副幹事長の司会で始まり、坂入賢樹副会長の開会の言葉の後、若山実会長からあいさつがあった。

議事は関口広行会員が議長となり、原口哲也幹事長と野口章成会計幹事が議案説明をし、第1号議案から第4号議案すべて可決承認された。

議事終了後、小林俊一関税政会長からの祝辞を坂場副幹事長が代読し、午後2時42分に根本明人副会長の閉会の言葉で終了した。

昨年同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、来賓の招待を行わなかったため、寥々とした定期大会であった。



会長あいさつ

2. 陳情活動(税制改正要望)での国会議員との接触状況について

7月5日～8月24日を陳情期間として、田所嘉徳衆議院議員(自民党・茨城1区)、額賀福志郎衆議院議員(自民党・茨城2区)、葉梨康

弘衆議院議員(自民党・茨城3区)、梶山弘志衆議院議員(自民党・茨城4区)、石川昭政衆議院議員(自民党・茨城5区)永岡桂子衆議院議員(自民党・比例北関東)、岡田広参議院議員(自民党・茨城県)、上月良祐参議院議員(自民党・茨城県)に、地元事務所、議員会館等において新型コロナウイルス感染症に留意しながら、各後援会の役員が「令和4年度税制改正要望」の陳情を行った。



田所嘉徳衆議院議員



額賀福志郎衆議院議員



葉梨康衆議院議員



石川昭政衆議院議員



永岡桂子衆議院議員



上月良祐参議院議員

茨税政としては各後援会の協力を仰ぎ、税理士会の要望実現のため陳情活動をこれまで以上に行う方針である。

栃木県税理士政治連盟

幹事長

小 口 秀 一

1. 陳情活動（税制改正要望）での国会議員との接触状況

昨年から、新型コロナウイルスの影響により

国会議員に対しての陳情活動は県内の各議員事務所へ直接赴いて実施した。

例年であれば秋に行われていた陳情活動であるが、本年は7月から8月にかけて「令和4年度税制改正要望」を基に行うことに依頼が早められたため、栃木県では7月26日の上野通子参議院議員（自民党・栃木県）事務所を皮切りに8月20日の船田元衆議院議員（自民党・栃木1区）まで、全ての議員事務所へ伺い次の5つを改正の最重要項目としたパンフレットをメイン資料として説明し陳情した。

- (1) 適格請求書等保存方式（インボイス方式）の見直し
- (2) 消費税非課税取引の見直し
- (3) 所得計算上の控除よりも基礎的な人的控除へのシフトを進める
- (4) 災害損失控除の創設と相続時精算課税の救済措置の設置
- (5) 消費税軽減税率制度の見直し

特に、茂木敏充外務大臣（自民党・栃木5区）、船田元衆議院議員、築和生衆議院議員（自民党・栃木3区）、高橋克法参議院議員（自民党・栃木県）の4人とは直接話げできた。

陳情内容については「令和3年度税制改正要望」とほぼ同じ内容であったため、昨年の説明の継続形式で協議を行うことができたことにより、より深く理解いただき充実した陳情を行うことができた。昨年よりも明らかに各議員がパンフレットへチェックを入れたりメモ書きしたりした回数が増えていました。



茂木敏充外務大臣



船田元衆議院議員



築和生衆議院議員



高橋克法参議院議員

2. 後援会活動

(1) 福田とみかず後援会

6月4日に福田とみかず後援会役員会が開催され、事業報告書及び決算報告書の承認を得たが本年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から総会及び県政報告会に関しては原則開催中止とする方向で検討することを承認した。

(2) 高橋かつのり後援会

7月30日長谷川薫会長、大戸会員、小口会員の3人が高根沢事務所にお邪魔して「令和4年度税制改正要望」陳情活動を実施した。

群馬県税理士政治連盟

幹事長

三 輪 洋 之

1. 第50回定期大会

本年度の定期大会は、7月27日、ホテルメトロポリタン高崎（高崎市）において開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年に引き続き書面議決による開催に変更した。議案は、全て賛成多数により可決承認された。本来であれば99人の代議員の出席のもと、多数の来賓を迎え盛大に開催の予定であった。コロナ禍の中、安全を考慮した結果であるが、国会議員や議員秘書の方々と情報交換が行えなかったのは大変残念であった。来年の第51回定期大会が、無事開催されることを心から願っている。

2. 地元陳情

「令和4年度税制改正に関する要望」について、各後援会及び群馬県税理士政治連盟（以下「群税政」という。）が地元陳情を行うとともに、議員の最近の活動状況や地元経済の状況について活発な意見交換を行った。

(1) 後援会による地元陳情

① 井野俊郎後援会

（衆議院・自民党・群馬2区）

8月7日午前11時30分からPLUS+アンカー（桐生市）



井野俊郎衆議院議員

② 福田達夫後援会

(衆議院・自民党・群馬4区)

8月10日午前9時30分から福田達夫事務所
(高崎市)

福田達夫衆議院議員

7月19日午後2時30分から上野宏史事務所
(前橋市)

上野宏史衆議院議員

② 中曽根康隆衆議院議員

(自民党・比例北関東)

7月19日午後5時から中曽根康隆事務所
(前橋市)

中曽根康隆衆議院議員

③ 清水真人後援会

(参議院・自民党・群馬県)

8月21日午前10時から清水真人事務所(前橋市)



清水真人参議院議員

④ 小淵優子後援会

(衆議院・自民党・群馬5区)

8月25日午後3時から群馬県政会館(前橋市)



小淵優子衆議院議員

埼玉県税理士政治連盟

幹事長

新 井 正

1. 第57回(定期)大会を開催



定期大会の様子

(2) 群税政による地元陳情

① 上野宏史衆議院議員

(自民党・比例南関東)

第57回（定期）大会が7月9日午後1時から関東信越税理士会館（さいたま市）で開催された。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、代議員には委任状の提出をお願いしてライブ配信を視聴いただく、来賓の皆様へのご案内を控えるなど、規模を縮小しての開催となった。

岸生子会長のあいさつから始まり、議事は遠藤憲五代議員が議長、大渕浩代議員が副議長となり第1号議案から第6号議案まですべてが可決承認され、午後1時40分、大会は終了した。

出席者 代議員総数327人中273人（委任状出席者259人）

2. 国会議員への陳情

7月14日、岸生子会長が西田実仁参議院議員（公明党・埼玉県）の訪問を受け、陳情を行った結果、重点要望項目についてご理解をいただき、国会で積極的に発言していきたいとのことであった。



西田実仁参議院議員

7月27日、岸会長が穂坂泰衆議院議員（自民党・埼玉4区）の事務所を訪問し、インボイス、コロナ禍の中小零細企業の現状を説明したところ大変理解を示していただき、国会の委員会で発言して下さるとのことであった。



穂坂泰衆議院議員

8月2日、田中良生衆議院議員（自民党・埼玉15区）、8月4日、中根一幸衆議院議員（自民党・比例北関東）に、岸会長が陳情活動を行った。



田中良生衆議院議員



中根一幸衆議院議員

8月5日、参議院議員会館において、岸会長、新井正幹理事長が陳情活動を実施した。古川俊治参議院議員（自民党・埼玉県）、若松謙維参議院議員（公明党・比例代表）、矢倉克夫参議院議員（公明党・埼玉県）、岡本三成参議院議員（公明党・比例代表）の各事務所において、秘書対応での陳情活動を行った。

3. 後援会による国会への陳情

以下の後援会により、活発な陳情活動が行われた。

①黄川田仁志後援会（自民党・埼玉3区）



黄川田仁志衆議院議員

⑤土屋品子後援会（自民党・埼玉13区）



土屋品子衆議院議員

②枝野幸男後援会（立憲民主党・埼玉5区）



枝野幸男衆議院議員

⑥小宮山泰子後援会（立憲民主党・比例北関東）



小宮山泰子衆議院議員

③柴山昌彦後援会（自民党・埼玉8区）



柴山昌彦衆議院議員

⑦牧原秀樹後援会（自民党・比例北関東）



牧原秀樹衆議院議員

④山口泰明後援会（自民党・埼玉10区）



山口泰明衆議院議員

⑧上田清司後援会（無所属・埼玉県）



上田清司参議院議員

新潟県税理士政治連盟

幹事長

田 中 操

1. 第54回定期大会を開催



高橋潔会長あいさつ

7月26日、ANAクラウンプラザホテル新潟（新潟市）において第54回定期大会を開催した。新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況に鑑み「委任状による議決権の行使」の活用を検討いただき、代議員80人のうち27人が出席し53人は委任状により議決権を行使した。議案は、すべて賛成多数により可決承認された。例年、大会終了後に行っていた国会議員の皆様との懇親会は本年も開催できなかった。

2. 税制改正要望等の地元陳情活動

8月末に関係各省庁から財務省主税局に提出される税制改正要望に要望を盛り込んでいただくことの重要性から、帰省中の推薦国会議員の皆様への地元陳情期限を8月24日として各支局及び各後援会が陳情を行った。定期大会、地元陳情、第49回衆議院議員総選挙に向けての推薦状持参など日程調整が難しい状況だったが議員の活動状況など交流を深めることができた。



西村智奈美衆議院議員



鷲尾英一郎衆議院議員



細田健一衆議院議員



斎藤洋明衆議院議員



菊田真紀子衆議院議員



泉田裕彦衆議院議員



高鳥修一衆議院議員



石崎徹衆議院議員



森ゆうこ参議院議員



水落敏栄参議院議員

3. 後援会活動

4月16日、税理士による国定勇人後援会の設立総会が開催された。本連盟では引き続き後援会の設立を推進しています。



国定勇人後援会設立総会

長野県税理士政治連盟

幹事長

成 澤 優一朗

1. 第46回定期大会



百瀬征男会長あいさつ

長野県税理士政治連盟第46回定期大会は、7月13日上田東急R E I ホテル（上田市）において、同日同所で開催される県連定期総会に先立ち、午後1時15分から2時までの時間短縮で開催された。2年連続で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「委任状による議決権の行使」の活用を呼び掛け、代議員数74人中本人出席36人、委任状による出席37人であった。三密を避けるために十分な配慮をしテンポよく行った。

議長に風間孝三相談役を選出し、議事は第1号から第6号まですべての議事が可決承認された。

なお、昨年同様に、国会議員の来賓出席及び県連と合同で行われていた合同祝賀も自粛された。

2. 長野県税政連の活動 【令和3年8月25日現在】

- ・ 4月14日 第1回幹事会
- ・ 4月23日 第1回正副会長・正副幹事長合同会議
- ・ 5月19日 監査会
- ・ 6月15日 第2回幹事会、第1回組織委員会
- ・ 7月13日 第46回定期大会
- ・ 8月2日 第2回正副会長・正副幹事長合同会議
- ・ 8月12日 第3回幹事会（書面決議）
- ・ 8月27日 臨時大会（書面決議）

臨時大会により、長野県税理士政治連盟規約の一部改正が行われる予定である。

3. 陳情活動について

「令和4年度税制改正に関する重要建議・要望項目」について、各後援会が地元にて陳情を行った。

(1) 後藤茂之衆議院議員後援会

7月15日午後1時から後藤茂之事務所（諏訪市）にて、五味公一後援会長以下4人で陳情活動を行った。後藤代議士は、自民党税調のインナー幹事を務められているため、本音での意見交換が行えた。



後藤茂之衆議院議員

(2) 務台俊介衆議院議員後援会

8月2日午前9時から務台俊介事務所（松本市）

にて、加藤敏夫後援会長以下5人で陳情活動を行った。務台代議士は総務省出身のため、地方税の改正要望項目を中心に意見交換を行った。



務台俊介衆議院議員

(3) 宮下一郎衆議院議員後援会

8月18日午前10時から宮下一郎事務所（伊那市）にて、上野山登後援会長以下6人で陳情活動を行った。宮下代議士は、常に真摯な姿勢で向き合われており、税制改正要望をご理解いただいている。



宮下一郎衆議院議員

(4) 井出ようせい衆議院議員後援会

8月20日、井出庸生事務所（上田市）にて、小池久己後援会長以下2人で陳情活動を行った。井出代議士は、消費税のインボイス制度導入に対し興味を示されるなど、有意義な意見交換が行えた。

4. 後援会活動支援

長野県税政連は、今秋行われる第49回衆議院議員総選挙に向けて、当連盟推薦候補5人全員の当選を目指し、活発に後援会活動を支援していきます。

以上

陳情活動

Photo 特集



田所嘉徳衆議院議員



額賀福志郎衆議院議員



葉梨康弘衆議院議員



石川昭政衆議院議員



永岡桂子衆議院議員



上月良祐参議院議員



茂木敏充衆議院議員



船田元衆議院議員



篠和生衆議院議員



高橋克法参議院議員



井野俊郎衆議院議員



笹川博義衆議院議員



小淵優子衆議院議員



中曽根康隆衆議院議員



上野宏史衆議院議員



清水真人参議院議員



黄川田仁志衆議院議員



穂坂泰衆議院議員



枝野幸男衆議院議員



柴山昌彦衆議院議員



山口泰明衆議院議員



土屋品子衆議院議員



田中良生衆議院議員



小宮山泰子衆議院議員



牧原秀樹衆議院議員



中根一幸衆議院議員



西田実仁参議院議員



上田清司参議院議員



西村智奈美衆議院議員



鷺尾英一郎衆議院議員



細田健一衆議院議員



斎藤洋明衆議院議員



菊田真紀子衆議院議員



泉田裕彦衆議院議員



高鳥修一衆議院議員



森ゆうこ参議院議員



水落敏栄参議院議員



後藤茂之衆議院議員



宮下一郎衆議院議員

関税政の動き

●4月14日 第1回幹事会 (書面議決)

議題 第55回定期大会各県税政連選出代議員割当数(案)について

●4月22日 第1回正副幹事長会議

議題 第55回定期大会の議案について

●4月22日 第1回正副会長・正副幹事長合同会議

議題 第55回定期大会の議案について

●5月6日 第2回幹事会 (書面議決)

議題 推薦審査会委員の委嘱について

●5月18日 会計監事会

議題 令和2年度会計監査

●5月27日 第3回幹事会 (書面議決)

議題 第55回定期大会の議案について

●6月16日 第2回正副会長・正副幹事長合同会議

議題 第55回定期大会の運営について

●7月9日 第3回正副会長・正副幹事長合同会議

議題 第55回定期大会事前打合せについて

●7月30日 第1回会務執行検討特別委員

議題 今後の委員会の検討内容について

●8月9日 第2回会務執行検討特別委員

議題 規約・規則の整備、見直しについて

編集後記

広報委員長 三輪 洋之

先日、オリンピックチケット代金の払戻についてのメールが届きました。2年前、当選して代金の払込をしたときは、こんな日が来るとは夢にも思いませんでした。会場で競技を観戦することはできませんでしたが、チケット保有者であることは、この2年間、話のネタになりました。選手、大会関係者、ボランティアの皆様、本当にお疲れ様でした。

広報副委員長 柳澤 彰

巣ごもり生活はしばらく続きそうだ。便利な時代で様々な動画が配信されている。36時間研修も然る事ながら、自宅にしながら多くの情報が得られる。それでも人と直接触れ合い、語りあえる日常が早く戻ることを願う。

広報委員 土屋 秀

本年度より初めて広報委員を担当させていただくこととなりました。会員の皆様へ有意義な情報をお届けできるよう校正編集作業に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

広報委員 海老原 和弘

初めて広報委員を担当することになりました。新型コロナウイルスの影響で、一度も編集会議に出ておりま

せん。校正・編集等の仕事を通して、微力ながら政治連盟の活動を皆様にお伝えする手助けになればと思っております。

広報委員 小坂橋 敬之

3期目の広報委員になります。関税政の活動を皆様にお伝えする一助になれるように編集をやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

広報委員 杉野 幸恵

広報委員として、参加させていただく事になりました。税政連の活動が初めてでするので自分にできる事を一つ一つ、微力ですが良い紙面作りに貢献できればと思います。よろしくお願いいたします。

広報委員 齋藤 嘉一

新潟出身の2期目の広報委員です。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により、大宮での編集会議の開催はできそうにないようです。そろそろ、大宮(飲み屋さん?)が懐かしくなってきました。

広報委員 塩川 進

コロナウイルスの感染拡大、異常気象により頻発する災害、まさに日本は非常時です。この状況の中、少しでも国民に寄り添った税制改正の実現がされるよう、税政連の活動は大変重要です。広報委員2期目となりますが、少しはお役に立てればと考えています。

悩んでいませんか?! 退職金対策



ぜいたいきょうが
安心! オススメ!

安心できる退職金制度は?

関与先にも紹介したい...

そんなときは、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

特定退職年金共済制度

えっ? 複利で2%!?



ひとり1件紹介キャンペーン実施中

関与先・税理士会員をご紹介いただいた場合、諸経費をお支払いいたします

例) 関与先をご紹介いただいた場合、

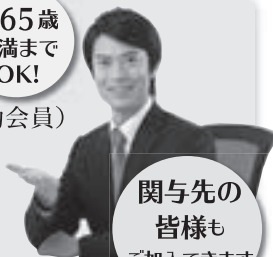
新規加入事業所 1件につき 20,000円+消費税
被共済者 1名につき 5,000円+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

ご加入いただける方

- ①税理士会会員(税理士法人含む)
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)

満65歳
未満まで
OK!



関与先の
皆様も
ご加入できます

制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元がない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

※掛金の費用負担は
ございません。

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
加入 期間			
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846

さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261
<https://www.zeitaikyoo.com>



制度の詳細はホームページを
ご覧ください

[ぜいたいきょう](#) [検索](#)

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

税理士業界一筋45年余の信頼と実績

税理士顧問料の集金は**報酬自動支払制度**にお任せください。報酬自動支払制度が
選ばれる理由

理由1

未収金を防ぎ業務負担を
大幅に軽減！

理由2

基本料金0円！
関与先1件335円で利用可能！
* 郵送型「POST」の場合

理由3

総合的な売上管理が可能！
* ネット型「e-NET」(売上管理型)の場合

理由4

確定申告や相続税の申告など
不定期の報酬にも対応！ネット型「e-NET」
新機能リリース税理士先生に代わり
関与先様へ「請求書」を
メールで無料送信する
新サービスを始めました。用途に応じて選べる
2つの方式

POST 郵送型

帳票を毎月郵送

まずは1件から始めたい先生に
おすすめです。

■ 利用料金

基本料…………… 無料

口座振替請求手数料…… 335円/件



e-NET ネット型

ネットで管理も楽々

集金管理の効率化を図りたい先生に
おすすめです。e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)

■ 利用料金…………… 1,800円/月

(5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。)

口座振替請求手数料…… 240円/件

*表示金額に消費税は含みません。

〈報酬自動支払制度〉オンライン説明始めました。



オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申し込みください。

電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryou@nichizei.com

報酬自動支払制度のお問い合わせは ホームページから資料請求・申込が可能です。

0120-155-551

報酬自動支払制度 検索



関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの
関与先様をご紹介ください。賃料・各種会費・購読料など定期・不
定期を問わず1件からサポートします。My 集金 NETのお問い合わせは
0120-155-551

研修事業のご案内

幅広いテーマと著名講師による
実務上のポイント解説を中心
とした研修をご用意
しております。マルチ
メディア研修も豊富
です。

日税ジャーナルオンライン

知りたい情報はココにあります！

最新の税務ニュースやお役立ち
ワンポイント講座など、
税理士事務所のための
情報ポータルサイト
です。

研修事業・日税ジャーナルオンラインについてのお問い合わせは

TEL 03-3340-4488

税理士とその関与先のために



税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

URL <https://www.nichizei.com/nbs/>

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能である
ことが専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加
入をおすすめしています。

保険契約者（団体契約） 日本税理士会連合会

資料請求先

(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ

ぜいばいほけん

検 索



www.zeirishi-hoken.co.jp

次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は昭和28年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった当時の税理士によって創立されました。

その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。

弊会独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、
弊会ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいところの寄り添いが、大きな助け合いの輪に一。

「にちぜいきょうさい」は、この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、引き続き活動してまいります。
是非とも皆様のご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁（関東信越税理士会 会長）



税理士 団体保障

選べる医療保障 マイセレクト

団体介護保障

おしどり保障

所得補償

個人年金

普通年金

大型年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



関東信越税理士協同組合連合会 事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書（路線価図他）の注文及び販売、税理士専用カード、税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

◆教育情報事業

セミナーの企画・開催

◆福祉共済事業

グループ保険共済制度（本連合会独自の団体定期保険）、退職金共済制度、ぜいりし年金制度
関東信越税協連企業年金基金

◆福利厚生事業

あんしん財団事業（事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生）
中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用（特約企業提携料金）

◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載
ホームページによるタイムリーな情報の提供

◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス
M & A の仲介

お問い合わせ 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地

電話 048-650-0333 FAX048-650-0335 <http://www.kanzeikyo.or.jp/>